

津島税務署からのお知らせ
申告書は自分で書いてお早めに！
「ぜび、e-taxのご利用を！」

津島税務署 確定申告会場

▼期間／2月17日(月)～3月17日(月)
 ※土・日は開設していませんが、2月23日(日)・3月2日(日)に限り開設します。

▼時間／午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

▼場所／津島商工会議所(津島市立込町4-144)

▼申告・納付の期限

所得税および贈与税 3月17日(月)
 個人事業者の消費税 3月31日(月)

納税には、安全で便利な口座振替をご利用ください。

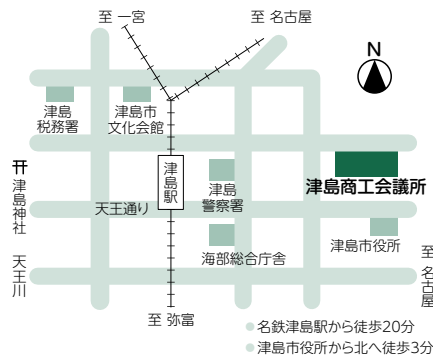
▼申告書の提出先／津島税務署

☎(26)2161(電話は自動音声により案内していますので、自動音声に従いお進みください。)
 〒496-0720
 津島市良王町2-31-1

※期間中、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書作成指導は行っていません。

☆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成することができます。
<http://www.nta.go.jp>

☆e-tax(電子申告)を利用して自宅などから確定申告ができます。e-Taxの利用には、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダー(手続料が必要)などの事前準備が必要です。電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



市役所 申告会場

▼期間／2月17日(月)～3月17日(月)
 (市役所閉庁日、土・日曜日を除く)

▼時間／午前8時30分～11時・午後1時～4時

▼開設会場

愛西市文化会館 3階 大研修室
 立田庁舎 3階 第2会議室
 八開庁舎 1階 集会室
 佐織庁舎 2階 大会議室

※今年、市役所ではなく愛西市文化会館3階大研修室で行います。

☎市役所税務課 ☎(26)8111

給与支払報告書の提出は1月31日(金)までに

給与の支払いをする方で給与所得から源泉徴収をする義務のある方は、給与の支払いを受ける者の1月1日現在に住んでいる市町村に給与支払報告書を提出していただくことになっています。

この給与支払報告書は、平成25年度の給与所得の金額、その他必要な事項を記入して、総括表を添えて市町村別に提出するものです。また、年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出することになります。

☎市役所税務課 ☎(26)8111

エルタックスのご利用を

市では、地方税ポータルシステム(e-TAX)での電子申告をご利用いただけるようになっていきます。

☎一般社団法人地方税電子化協議会
<http://www.eltax.jp/>

国有地売却

▼売却予定物件所在地・現況地目・面積／
 日置町下河田40番1 外一筆・雑種地・
 584.12平方メートル

▼売却方法／一般競争入札

▼最低売却価格／公表

▼入札受付期間／1月27日(月)～2月3日(月)

☎東海財務局 第4統括部門
 ☎052(95)1710
<http://tokai.mof.go.jp/>

ご存知ですか？愛知県労働委員会の「あっせん制度」

こんなことでトラブルになっていませんか？
 労働者
 ・ 突然解雇された
 ・ 職場でいやがらせを受けている
 ・ 配置転換命令の理由に納得できない
 事業主
 ・ 事業再編に伴う配置転換に応じてくれない
 ・ 経営悪化による労働条件変更の話し合いが進まない

「あっせん」は、個々の労働者と事業主の間で起きた労働をめぐるトラブルの解決を支援する制度です。
 公益、労働者、使用者を代表する3人のあっせん員が当事者双方の主張から合意点を探り、話し合いによる解決のお手伝いをします。

「あっせん」は無料で、労働者、事業主のどちらからでも申し出ることができます。
 ※労使紛争は自主的解決が原則です。話し合いによる解決が困難となった場合にご利用ください。

☎愛知県労働委員会事務局総務調整課(調整グループ) ☎052(95)6833

